

吹田市総合防災センター 情報科学室
教職員研修 ICT 機器仕様書

令和5年

目次

1.	本調達について	1
(1)	件名	1
(2)	本調達の概要	1
(3)	機器の納品期間（想定）及び納入期限	1
(4)	支払い	1
(5)	納品先の情報	1
2.	本調達の要件	2
(1)	基本要件	2
(2)	物品の仕様及び台数	3
(3)	物品の納品及び機器設置の要件	3
(ア)	プログラミング教材	3
(イ)	プロジェクタ	3
(ウ)	音響機器	3
(エ)	画像転送装置及び無線 LAN の設定	3
(オ)	その他	4
(4)	保守に関する要件	4

【別紙資料】

【別紙1】吹田市総合防災センター 情報科学室 教職員研修 ICT 機器 一覧

【別紙2】吹田市総合防災センター 情報科学室 教職員研修 ICT 機器 仕様表

【別紙3】情報科学室 ICT 機器（視聴覚機器・遠隔授業システム）構成想定図

1. 本調達について

(1) 件名

吹田市総合防災センター 情報科学室教職員研修 ICT 機器

(2) 本調達の概要

令和6年度 使用開始予定の施設 吹田市総合防災センター 情報科学室内で使用する ICT 機器を調達する。

(3) 機器の納品期間（想定）及び納入期限

令和6年1月から令和6年3月15日までの間で、当市担当者と協議をして定める。
なお、納入期限は令和6年3月15日までとする。

(4) 支払い

機器の納品及び設置完了後、検収を実施した後に請求書を受理した日から起算して30日以内に所定の金額を支払う。

(5) 納品先の情報

建物名 吹田市総合防災センター

住所 吹田市佐竹台1丁目

建物内の納品場所の定義

番号	会議室名	階数	会議室の規模	平面寸法	高さ
1	情報科学室	8階	約90㎡	9,500×9,500mm	2,800mm

2. 本調達の要件

(1) 基本要件

- ア 本調達の範囲は、物品（機器及びソフトウェア）の納品及び機器設置、設定、動作確認までとする。
- イ 機器仕様、機器等操作説明、保守の内容を遵守し、履行する上で必要になるすべての諸経費は受注業者の負担とする。
- ウ 物品納品及び機器設置作業の工程及び日程表を事前に提出し、当市担当者と調整をはかること。
- エ 物品納品及び機器設置作業において、万一設備等を破損させた場合は、受注業者の負担により現状復旧を行うこと。
- オ 教育委員会又は教育委員会が指定する者の立ち会いの上で引き渡しをすること。
- カ 受注業者は、納品した機器、ソフトウェアに問題がある場合、責任をもって解決できる体制を構築することを条件とする。
- キ 各製品は指定どおり納品し、製品名を指定した製品については、その製品以外認めない。規格で示すものは準拠もしくはそれ以上の性能を有する製品とする。
なお、性能の互換に関する疑義については、予定している物品または性能を明示して質疑書において質問を行うこと。
- ク 各製品には、導入年度及び機器の所属、備品番号等が識別できるようなラベルを、当市担当者の指示のもと貼ること。ラベルは受注業者が負担すること。
- ケ 本調達の仕様書に記載のない場合でも、運用に係る必要な物品については、全て調達に含むものとする。
特に、本調達仕様書には機器接続に必要と思われる HUB や電源コンセント、LAN ケーブル等の消耗品に該当する機器は記載していないが、必要な機器について本調達に見込むこと。

(2) 物品の仕様及び台数

【別紙1】吹田市総合防災センター 情報科学室 教職員研修 ICT 機器 一覧

【別紙2】吹田市総合防災センター 情報科学室 教職員研修 ICT 機器 仕様表
のとおりとする。

(3) 物品の納品及び機器設置の要件

(ア)プログラミング教材

プログラミング教材としてPCと3Dプリンタを導入設置する。

3Dプリンタについては、仕様に定める内容を順守し、3Dプリンタを使用した創作が児童・生徒が行えるように、教育に適したCADソフト等（買い切り）を添付すること。

また、機器の保守については納品設置後1年間は、本業務で実施できることとする。

2年目以降の機器の保守については、別途当市と協議を行う事。

(イ)プロジェクタ

プロジェクタ設置は、投影面に近い天井又は壁面とする。

プロジェクタの投影サイズは、現地の状況に合わせて最大サイズとなるよう、当市と協議して設置工事を実施すること。

設置金具についても、当業務の調達に含むものとする。

プロジェクタは室内の前面と横面に設置する。

教室の前面又は横面にプロジェクタ2台を並べて1画面とする運用をすることを想定している。機器選定については使用用途を考慮して行う事。

映像切替についてはAV制御器により行えること。

設置場所から、プロジェクタに使用する機器への接続場所までの配線についても、当業務に含むものとする。

(ウ)音響機器

音響機器については、物品仕様に基づく機器を納品し、当市が別に調達するAVラック等に収納して運用できるように、機器設置を行う事。

スピーカー類については、当市担当者が指定する天井部又は壁面に設置することとし、配線及び機器設置作業は当業務に含むものとする。

配線に関しては、天井裏や壁面の目立たない角などを使用し、目に見える部分についてはモール等の処理を行う事。

機器設置に伴い、設置金具、延長ケーブル等の必要な具材については当業務に含むものとする。

(エ)画像転送装置及び無線LANの設定

プロジェクタへの投影をEZ-CAST ProBox2及びBUFFALO社製 WAPM-1266Rを使用して行えること。なお、この両機の接続設定については(注1)当市委託事業者が別途行う。

設置については、当市担当者の指示する場所に設置すること。設置に必要な取付け金具等の調達は本調達に含むものとする。

(注1)当市委託事業者 株式会社 内田洋行 大阪支店

(オ) その他

マイクについて

ワイヤレスマイクを使用出来ること。

ワイヤレスマイクの使用に伴い、必要なワイヤレス送受信機は本調達に含む。

マイク本数については、仕様書に記載する。

(4) 保守に関する要件

導入機器の保守については、導入後1年間の契約不適合責任及び1年間の保守を実施すること。

保守の範囲については以下のとおりとする。

なお、導入2年目以降の保守については、別途協議を行う。

ア 保守対象は導入機器とし、導入機器間の設定等の不具合対応等についても含むこと。

ただし、(注2)消耗品については、保守対象から除外する。

(注2)消耗品とは、使用することで消耗していずれは無くなったり使用できなくなったりする物品のことを指し、本調達の範囲では、3Dプリンタ用フィラメント及びプロジェクタ用ランプ(稼働時間がカタログに記載する時間以上である場合)、機器のリモコンに使用する電池等がある。

イ 導入機器の障害発生時には、本市から連絡するため、速やかに対応すること。

ウ 障害発生時の保守対応は、センドバック保守も可とする。ただし、機器の取外しや取付け、機器の設定等は保守の範囲とする。

保守時に機器が使用出来ない期間については、出来る限り短時間とすること。

この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた時は、双方は誠意を持って協議の上定めることとする。

以上